

都市型戦闘訓練施設の暫定使用に対する意見書

去る7月12日、金武町キャンプ・ハンセン内の「レンジ4」の都市型戦闘訓練施設で、米軍による実弾射撃演習が住民の反対を無視して強行された。

この施設は、沖縄自動車道まで僅か二百メートル、住民地域まで約三百メートルの至近距離にあり、住民は演習中、流弾や跳弾に怯え続ける戦場さながらの暮らしを余儀なくされることになる。2003年11月に建設計画が報道されて以来、地元伊芸区民、金武町民は全力でその建設阻止の強力な運動を続けてきた。

日本政府は、当該施設の危険性を認め、代替施設を建設し移転するとしながら、それまでの間の暫定使用を容認している。危険な施設が暫定使用期間中は安全だと云うのは、全く県民を愚弄するものである。県民の命と暮らしよりも、日米地位協定を優先させる日米両政府、米軍の姿勢には、怒りを込めて断固抗議するものである。

去る7月19日に、地元金武町で緊急抗議県民集会が開かれた。短期間の取り組みにも関わらず一万人余の県民が、我がことのように自発的に参加したこの集会の重みを日米両政府、米軍は見落としてはならない。いまや県民の怒りは頂点に達しているのである。

よって、北谷町議会は、金武町民と連帯して、県民の生命・暮らし・財産を守る立場から演習を強行したことに対し、厳重に抗議するとともに関係機関に対し、実弾射撃演習の即時中止と、施設の早期撤去を強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2005年7月26日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛庁長官

内閣府特命担当大臣(沖縄及び北方対策) 防衛施設庁長官

外務省特命全権大使(沖縄担当)